

## ～市・県民税（住民税）に関するよくあるご質問～

〈年の途中で亡くなった方の令和3年度の市・県民税は〉

- Q わたしの夫は令和3年3月10日に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市・県民税はどうなるのでしょうか。
- A 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和3年1月2日以降に死亡された方に対しては、令和3年度の市・県民税は課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

〈年の途中で引越した場合に市・県民税を納める市町村は〉

- Q わたしは令和3年1月20日にA市からB市へ引越しました。令和3年度の市・県民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。
- A 令和3年1月1日現在ではあなたの住所はA市にあったのですから、その後B市に引越したとしても、令和3年度の市・県民税はA市に納めていただくこととなります。

〈退職した翌年にも市・県民税の納税通知書が届きましたが〉

- Q わたしは退職した年に退職金から市・県民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。
- A 退職者が受けた退職所得に対する市・県民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者（会社等）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する市・県民税は、その翌年に納めていただくことになっております。あなたの場合、退職された年の退職時までの給与などに対する市・県民税の納税通知書が送られてきたものと考えられます。

〈現在収入がないのに税額が高いのは〉

- Q わたしは今年3月に退職し、それ以降収入がありません。今回、市・県民税の納税通知書が届きました。働いていた時と同じくらいの税額なのですが、なぜでしょうか。
- A 令和3年度の市・県民税は令和2年中(1月1日～12月31日)の所得に対して課税されます。あなたの場合、今年3月に退職で、令和2年中は1年間収入があったこととなりますので、働いていたときと同様に課税されます。収入の減少が反映されるのは令和4年度からとなります。

## ～市・県民税（住民税）に関するよくあるご質問～

〈収入に変動がないのに税額が変わったのは〉

Q わたしは令和2年中の収入が令和元年中と比べて変動がないのに税額が上がったのですが、なぜでしょうか。

A 各種、所得の状況や控除の適用状況を確認してください。また、税制改正による影響も考えられます。令和3年度から、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、寡婦控除などが改正されています。詳しくは、南あわじ市ホームページ「市・県民税（個人住民税）」をご覧ください。

※税額の計算方法も掲載しています。

URL：<https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/zeimu/juminzei.html>



市・県民税（個人住民税）  
（市ホームページ）

◎納付書が同封されている方へのご案内（二重納付にご注意ください）

納付書が同封されている方は、全期分（1期から4期までの合計分）と各期分（1期から4期までの分割分）の納付書を同封しています。  
全期分と各期分を重複して納付しないようご注意ください。